

議案第 7 号

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

群馬県市町村総合事務組合同規約（平成 2 年群馬県指令地第 1 8 号）の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

渋川市長 高 木 勉

理 由

- (1) 群馬県市町村総合事務組合の組織団体が、脱退せずに別表第 2 の 1 の項の事務（常勤の職員に係る退職手当支給事務）の共同処理を終了する場合に、退職手当の支給事務に係る負担金の還付又は特別徴収を行えるように改正するため
- (2) 群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合（桐生市及びみどり市で組織）が令和 4 年 3 月 3 1 日をもって別表第 2 の 1 の項の事務（常勤の職員に係る退職手当支給事務）の共同処理を終了するため
- (3) 群馬県市町村総合事務組合の組織団体である邑楽館林医療事務組合（館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織）の名称が令和 4 年 4 月 1 日から邑楽館林医療企業団と変更されるため

別紙

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書

群馬県市町村総合事務組合規約を下記の群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約により変更するものとする。

記

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

群馬県市町村総合事務組合規約（平成2年群馬県指令地第18号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「退職手当の」を「退職手当」に改め、同条中「組合から脱退する」を「別表第2の1の項左欄の事務（以下「退職手当支給事務」という。）の共同処理を終了する」に、「退職手当の支給事務」を「退職手当支給事務」に、「相当する額から脱退する」を「相当する額から退職手当支給事務の共同処理を終了する」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「退職手当の」を「退職手当」に改める。

第14条第2項中「別表第2の1の項の左欄の事務（以下この項において「退職手当支給事務」という。）」を「退職手当支給事務」に、「退職手当の支給事務」を「退職手当支給事務」に、「脱退する」を「退職手当支給事務の共同処理を終了する」に改める。

別表第1中「邑楽館林医療事務組合」を「邑楽館林医療企業団」に改める。

別表第2の1の項中「邑楽町 桐生地域医療組合」を「邑楽町」に改め、同表の5の項中「邑楽館林医療事務組合」を「邑楽館林医療企業団」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第12条の改正規定については、同年3月31日から施行する。
- 2 この規約の施行日前に退職した桐生地域医療組合の職員に係る別表第2の1の項左欄の事務に関しては、この規約の施行日以後においても、桐生地域医療組合は、同表の1の項右欄に掲げる共同処理する団体であるもの

とみなす。

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当 支給事務に係る負担金の還付又は特別徴収） 第 1 2 条 組合は、組織団体が別表第 2 の 1 の項左欄の事務（以下「退職手当支給事務」という。）の共同処理を終了する場合には、当該組織団体が納付した退職手当支給事務に係る負担金の総額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額から退職手当支給事務の共同処理を終了するまでに支払った退職手当の総額を差引いた額を還付し、支払った退職手当の総額が負担金の総額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額を超えるときは、その超える額を徴収する。</p> <p>（退職手当 支給事務に係る加入負担金） 第 1 3 条 新たに退職手当 支給事務に加入しようとする地方公共団体は、条例で定める額を加入負担金として組合に納付しなければならない。</p> <p>（組織団体の廃置分合に伴う組合財産の処分等） 第 1 4 条 （略） 2 第 1 2 条の規定は、前項の場合において、当該廃置分合後存続する組織団体が引き続き若しくは新たに退職手当支給事務 _____ を共同処理するとき、又は当該廃置分合によって設置された地方公共団体が同時に組合に加入し退職手当支給事務を共同処理するときは、消滅団体について適用せず、当該廃置分合後存続する組織団体又は当該廃置分合によって設置された地方公共団体（以下この項及び次項において「存続団体等」という。）について、「当該組織団体が納付した退職手当支給事務 _____ に係る負担金の総額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額」とあるのは「消滅団体が組合に納付した退職手当支給事務 _____ に係る負担金の総額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額を存続団体等が組合に納付した退職手当支給事務 _____ に係る負担金の総額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額に加算した額」と、「退職手当支給事務の共同処理を終了するまでに支払った退職手当の総額」とあるのは「組合が消滅団体に支払った退職手当の総額を組合が存続団体等に支払った退職手当の総額に加算した額」と読み替えるものとする。</p> 3・4 （略）	<p>（退職手当の支給事務に係る負担金の還付又は特別徴収） 第 1 2 条 組合は、組織団体が組合から脱退する _____ 場合には、当該組織団体が納付した退職手当の支給事務に係る負担金の総額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額から脱退する _____ までに支払った退職手当の総額を差引いた額を還付し、支払った退職手当の総額が負担金の総額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額を超えるときは、その超える額を徴収する。</p> <p>（退職手当の支給事務に係る加入負担金） 第 1 3 条 新たに退職手当の支給事務に加入しようとする地方公共団体は、条例で定める額を加入負担金として組合に納付しなければならない。</p> <p>（組織団体の廃置分合に伴う組合財産の処分等） 第 1 4 条 （略） 2 第 1 2 条の規定は、前項の場合において、当該廃置分合後存続する組織団体が引き続き若しくは新たに別表第 2 の 1 の項の左欄の事務（以下この項において「退職手当支給事務」という。）を共同処理するとき、又は当該廃置分合によって設置された地方公共団体が同時に組合に加入し退職手当支給事務を共同処理するときは、消滅団体について適用せず、当該廃置分合後存続する組織団体又は当該廃置分合によって設置された地方公共団体（以下この項及び次項において「存続団体等」という。）について、「当該組織団体が納付した退職手当の支給事務 _____ に係る負担金の総額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額」とあるのは「消滅団体が組合に納付した退職手当の支給事務 _____ に係る負担金の総額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額を存続団体等が組合に納付した退職手当の支給事務 _____ に係る負担金の総額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額に加算した額」と、「脱退する _____ までに支払った退職手当の総額」とあるのは「組合が消滅団体に支払った退職手当の総額を組合が存続団体等に支払った退職手当の総額に加算した額」と読み替えるものとする。</p> 3・4 （略）

別表第1（第2条関係）

組 織 団 体
前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 烏帽子山植林組合 桐生 地域医療組合 多野藤岡医療事務市町村組合 <u>邑楽館林医療企業団</u> 甘楽西部環境衛生施設組合 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興 整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組 合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 多野藤岡 広域市町村圏振興整備組合 利根沼田学校組合 大泉町外二町環境衛生 施設組合 利根東部衛生施設組合 下仁田南牧医療事務組合 西吾妻福 祉病院組合 太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団 群馬県 後期高齢者医療広域連合

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 常勤の職員（市町 村立学校職員給与負 担法（昭和23年法 律第135号）第1 条及び第2条に規定 する職員を除く。） に係る退職手当の支 給事務	沼田市 渋川市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなか み町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大 泉町 <u>邑楽町</u> 甘楽西部環 境衛生施設組合 館林衛生施設組合 吾妻東部 衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区 消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町 村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興 整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬 県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整 備組合 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 利根沼田学校組合 大泉町外二町環境衛生施設 組合 利根東部衛生施設組合 西吾妻福祉病院

別表第1（第2条関係）

組 織 団 体
前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 烏帽子山植林組合 桐生 地域医療組合 多野藤岡医療事務市町村組合 <u>邑楽館林医療事務組合</u> 甘楽西部環境衛生施設組合 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興 整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組 合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 多野藤岡 広域市町村圏振興整備組合 利根沼田学校組合 大泉町外二町環境衛生 施設組合 利根東部衛生施設組合 下仁田南牧医療事務組合 西吾妻福 祉病院組合 太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団 群馬県 後期高齢者医療広域連合

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 常勤の職員（市町 村立学校職員給与負 担法（昭和23年法 律第135号）第1 条及び第2条に規定 する職員を除く。） に係る退職手当の支 給事務	沼田市 渋川市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなか み町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大 泉町 <u>邑楽町</u> 桐生地域医療組合 甘楽西部環 境衛生施設組合 館林衛生施設組合 吾妻東部 衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区 消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町 村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興 整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬 県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整 備組合 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 利根沼田学校組合 大泉町外二町環境衛生施設 組合 利根東部衛生施設組合 西吾妻福祉病院

	組合 太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団
(略)	
5 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）を除く。）による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務	沼田市 館林市 渋川市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療組合 多野藤岡医療事務市町村組合 邑楽館林医療企業団 甘楽西部環境衛生施設組合 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 利根沼田学校組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 下仁田南牧医療事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団 群馬県後期高齢者医療広域連合
(略)	

	組合 太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団
(略)	
5 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）を除く。）による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務	沼田市 館林市 渋川市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療組合 多野藤岡医療事務市町村組合 邑楽館林医療事務組合 甘楽西部環境衛生施設組合 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 利根沼田学校組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 下仁田南牧医療事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団 群馬県後期高齢者医療広域連合
(略)	